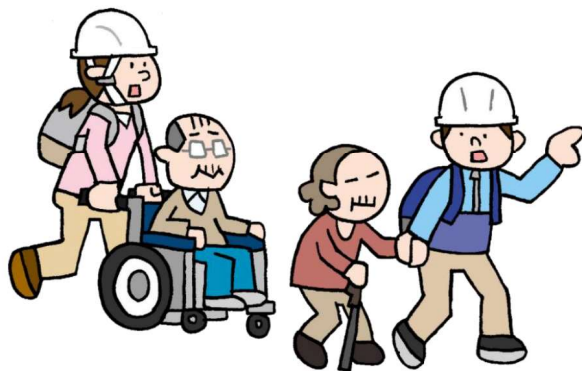


個別避難計画書の作成・安否確認の 実施について



令和5年（2023年）9月
八王子市
福祉政策課

個別避難計画の作成

【避難行動要支援者とは？】

- ◆災害時に**自ら避難することが困難**であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの**支援を要する方々**のことです。
- ◆避難行動要支援者の要件は、**各自治体で定めること**となっており、本市では5つの要件を定めました。

	要 件	対象者数
①	要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者	約2万人 を想定
②	次のいずれかに該当する障害者手帳所持者で、施設入所していない者 ※ 障害者手帳の内容によって判断する。 ◆自力避難が困難な者 ◆避難情報の入手が困難な者 ◆避難の判断が困難な者	
③	75歳以上のひとり暮らし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする者	
④	75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする者	
⑤	その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者	

個別避難計画の作成

【個別避難計画とは？】

- ◆災害時の避難行動要支援者の安否確認方法、避難先の情報、避難誘導方法、携帯品などを、**本人と避難支援等関係者が一緒になって検討し、取るべき避難計画**としてとりまとめたものです。
- ◆これまで本市では、個別計画（個別避難計画）の作成を地域支援組織に委ねていましたが、令和4年度より**市が主体となり**個別避難計画の作成を進めております。
- ◆計画策定の対象者は、避難行動要支援者のうち**ハザードエリアに住み、かつ個別避難計画を作成することに同意する方**を原則とします。



2

個別避難計画の作成

【各計画の対象者の整理】

ア 要配慮者（災害時において特に配慮を要する者）

イ 避難行動要支援者名簿登載者
（アのうち、避難行動要支援者の要件を満たす者。約2万人を想定）

ハザードエリア
（浸水想定0.5m以上、イエロー、レッド等）

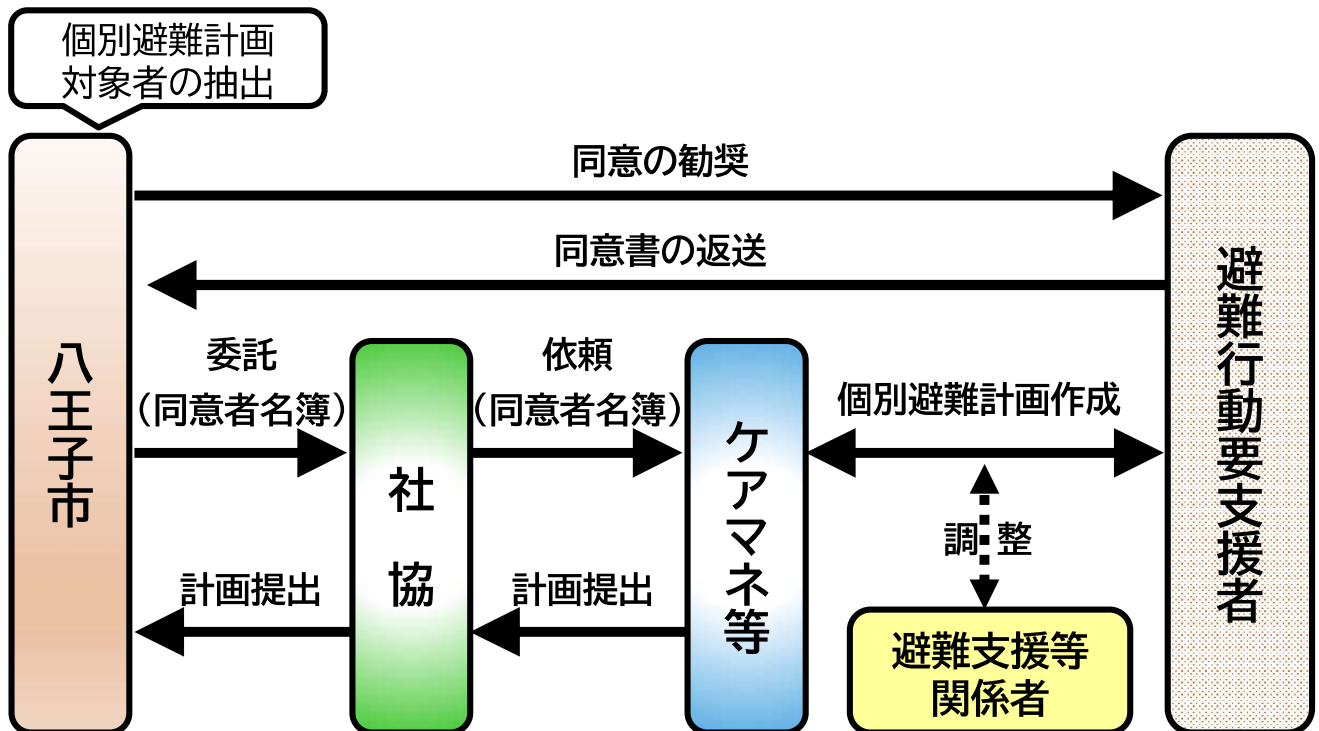
ウ 「個別避難計画」対象者
（イのうちハザードエリアに居住する者でかつ同意する者。）



3

個別避難計画の作成

【個別避難計画の作成のフロー（要件①）】



4

個別避難計画の作成

【個別避難計画に記載すべきこと】

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする理由
- 7 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先**
- 8 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経に関する事項**

(※) 「避難支援等」とは、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。(法第49条の10)

5

個別避難計画の作成

【個別避難計画(表面)】

八王子市 個別避難計画書 (表面)

要件		(1) 要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者									
フリガナ	ハチオウジ タロウ		福祉 情報	要介護 程度	3	(受)手帳等級	(給)手帳等級				
本人氏名	八王子 太郎		(身)手帳等級	(身)部位	行動機能	在宅人工呼吸器	移動支援				
生年月日	大正**年**月**日	年齢 100	性別 男	ハザードランク	浸水深 3	土石流 黄	急傾斜 赤				
住所	八王子市元本郷町*****										
電話	042-***-****		メール	*****@*****.co.jp							
世帯区分	高齢者世帯		同居家族等	妻							
緊急連絡先 ①	名前	八王子 一郎		関係性	子						
	電話	090-***-****		メール	*****@*****.co.jp						
	備考	日野市在住。会社員(平日日中勤務)									
緊急連絡先 ②	名前			関係性							
	電話			メール							
	備考										
避難先 ①	避難場所	〇〇小学校		電話	042-***-****						
	住所	八王子市〇〇町〇〇									
	備考	避難には車いすが必要。									
避難先 ②	避難場所	本人自宅2階		電話	-						
	住所										
	備考	自宅2階へは自力での移動が可能。									
避難支援等 関係者情報 (安否確認)	名前	〇〇 〇〇		関係性	ケアマネジャー						
	住所	八王子市〇〇町〇〇									
	電話	090-***-****		メール	*****@*****.co.jp						
備考	安否確認は電話連絡により行う。										
避難支援等 関係者情報 (避難誘導) ①	名前	〇〇 〇〇		関係性	子						
	住所	日野市〇〇町〇〇									
	電話	090-***-****		メール	*****@*****.co.jp						
備考	緊急連絡先(1)と同様。										
避難支援等 関係者情報 (避難誘導) ②	名前			関係性							
	住所										
	電話			メール							
備考											

対象者の福祉情報、ハザード情報等をシステムから出力。(記載不要)

対象者の連絡先及び緊急時の連絡先を聞き取りにより記載。緊急連絡先は2か所まで記載可能。

災害時の避難先情報を2か所まで記載可能。避難先は学校等公的避難所や親せき宅、自宅の安全な場所など。

安否確認実施者を記入。この際には**安否確認の方法**も調整しておく。

避難誘導実施者を記入。親族や町会・自治会、地域の支援組織、自主防災組織などの**担い手の確保ができた際**に記入。**空欄でも可。**

6

個別避難計画の作成

【個別避難計画(裏面)】

八王子市 個別避難計画書 (裏面)

かかりつけ医	医療機関	〇〇クリニック		医療機関		
	担当医	〇〇 〇〇		担当医		
	診療科	内科		診療科		
携行する医薬品	〇〇錠					
避難時配慮事項	当てはまるものすべてに☑を入れる ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている ☒ 医療機器の装着などを行っている ☐ 人工呼吸器 ☐ 在宅酸素 ☒ 経管栄養、点滴 ☐ その他 () ☒ 立つことや歩行が難しい (移動手段 車いす) ☐ 音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 危険なことが判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他 ()					
	関係機関	地域包括	高齢者あんしん相談センター〇〇	電話	042-***-****	担当 〇〇
		その他①	生活自立支援課	電話		担当
	その他②		電話		担当	
避難支援時の留意事項	・安否確認は電話連絡により行う。風水害の発生が見込まれる際は、テレビ等により避難情報等の情報収集を行うとともに、安否確認者と連絡が取れるように電話が取れる状態にしておく。 ・室外での歩行が困難なため、避難時は車いすが必要。					
	計画作成者	名前	〇〇 〇〇	作成者区分	ケアマネジャー	
	電話	090-***-****		民生委員番号	-	
	事業所名	ケアプラン〇〇	事業所所在地	八王子市〇〇町〇〇		

かかりつけ医情報を入力。

携行すべき医薬品情報、避難時の配慮事項を確認し、チェックする。計画作成者と避難誘導を行う者が別であっても情報共有が図れるように活用する。

災害時に関わらず平時から支援関係者と共有すべき関係機関を記載する。

避難支援時の留意事項などを記載。災害時に関わらず平時から支援関係者と共有すべき事項を記載する。

計画作成者を記載する。原則安否確認者と同じになる。

7

個別避難計画の作成

【個別避難計画作成の考え方】

- ◆個別避難計画は「緊急避難指示」の際にどのように行動し、身の安全を図るか事前に計画しておく計画書となります。
- ◆「避難」とは「難」を「避」けることであり、想定される災害の**状況にあった避難方法を検討していただく**ことが重要です。必ずしも避難所等へ避難する「立退き避難」を行う必要はありません。
- ◆どのようにして身の安全を守るかについては、「八王子市総合防災ガイドブック」の避難行動判定フローなどを参考としてください。



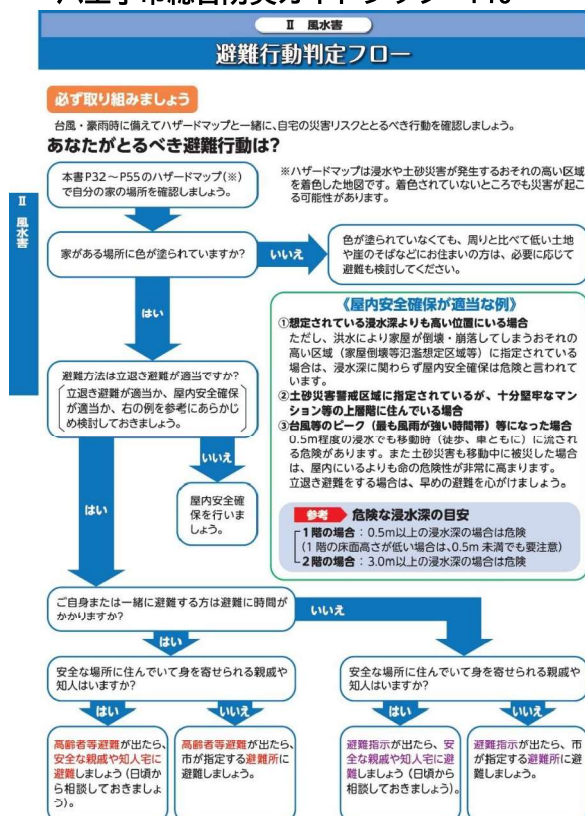
8

個別避難計画の作成

【避難行動判定フロー】

- ◆ハザードマップにより住んでいる場所に**どのような危険がある場所**か確認する。
- ◆避難（難を避ける方法）にあたって**適切な方法**を検討する。
「立退き避難」
「屋内安全確保」
- ◆それぞれの方法の具体的な取り組み内容を**事前に**決めておく。

～八王子市総合防災ガイドブック P18～



18

9

個別避難計画の作成

【風水害時の避難所】

◎プラン1

大雨、洪水、暴風の警報の発令の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合

開設する避難所（予定）は以下のとおり

No.	名 称	所在地	No.	名 称	所在地	No.	名 称	所在地
1	第一小学校	元横山町 2-14-3	10	美山小学校	美山町 1892	19	鍾水小学校	鍾水 2-74
2	第二小学校	八木町 7-1	11	元八王子中学校	大栗寺町 415	20	松木中学校	別所 1-34-1
3	第四小学校	明神町 2-15-1	12	恩方市民センター	西寺方町 260-4	21	由木東市民センター	鹿島 111-1
4	中野北小学校	中野山王 3-1-1	13	川口市民センター	川口町 3838	22	田井第一小学校	打越町 348-1
5	大和田小学校	大和田町 4-19-1	14	タヤけ小やけふれあいの里	上恩方町 2030	23	みなみ野中学校	みなみ野 6-14-2
6	富士森体育館	台町 2-3-7	15	長房小学校	長房町 340-4	24	由井市民センター	片倉町 702-1
7	横川小学校	横川町 305	16	浅川小学校	初沢町 1335	25	石川中学校	久保山町 2-55
8	元木小学校	下恩方町 515-1	17	横山小学校	散田町 5-22-36	26	加住市民センター	加住町 1-338
9	川口小学校	川口町 3675	18	横山南市民センター	梶田町 137-3			

◎プラン2

プラン1の状況かつ、次のいずれかに該当する場合

- (1) 特別警報の可能性が示唆されている場合
- (2) 事前の気象状況等によって、市内の広範囲で明らかに大きな被害が想定される場合

開設する避難所（予定）は以下のとおり

No.	名 称	所在地	No.	名 称	所在地	No.	名 称	所在地
1	第一小学校	元横山町 2-14-3	16	美山小学校	美山町 1892	31	鍾水小学校	鍾水 2-74
2	第二小学校	八木町 7-1	17	元八王子中学校	大栗寺町 415	32	宮上中学校	南大沢 5-5
3	第四小学校	明神町 2-15-1	18	城山中学校	川町 792-2	33	松木中学校	別所 1-34-1
4	第九小学校	中野上町 2-14-1	19	元八王子市民センター	上巻分方町 747-1	34	由木中央市民センター	下柚木 2-10-6
5	中野北小学校	中野山王 3-1-1	20	恩方市民センター	西寺方町 260-4	35	由木東市民センター	鹿島 111-1
6	清水小学校	中野山王 3-25-1	21	川口市民センター	川口町 3838	36	田井第一小学校	打越町 348-1
7	大和田小学校	大和田町 4-19-1	22	タヤけ小やけふれあいの里	上恩方町 2030	37	由井第三小学校	小比企町 1201
8	ひよどり山中学校	曉町 3-1-1	23	長房小学校	長房町 340-4	38	打越中学校	打越町 349-1
9	いずみの森義務教育学校	子安町 2-18-1	24	緑が丘小学校	寺田町 405-5	39	みなみ野中学校	みなみ野 6-14-2
10	大和田市民センター	大和田町 5-9-1	25	浅川小学校	初沢町 1335	40	田井市民センター	片倉町 702-1
11	中野市民センター	中野町 2726-7	26	東浅川小学校	東浅川町 550-22	41	第一中学校	石川町 2957-1
12	富士森体育館	台町 2-3-7	27	横山中学校	散田町 5-22-36	42	石川中学校	久保山町 2-55
13	横川小学校	横川町 305	28	横山南市民センター	梶田町 137-3	43	加住市民センター	加住町 1-338
14	元木小学校	下恩方町 515-1	29	高尾山学園	館町 1097-30			
15	川口小学校	川口町 3675	30	中山小学校	中山 1155			

10

安否確認の実施

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】

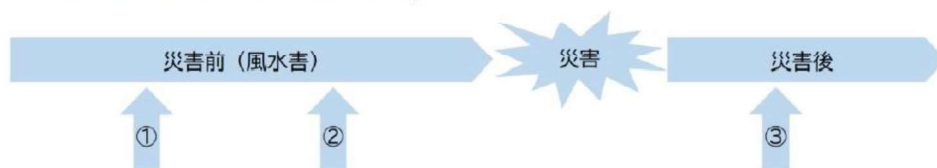
避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○ 発令される状況：気象状況悪化 ○ 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○ 発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

12

【安否確認フロー】

- ①風水害において、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、安否確認者は、本人に連絡を行い、避難方法を確認する。（原則、市への報告不要）
- ②本人の安全が確保できたことを確認する。（原則、市への報告不要）
※①②のいずれかの時点で、計画に記載された避難支援等関係者（避難誘導）による避難誘導が不可能であり、他の方法による安全確保も困難であると判断した場合は、市高齢者福祉課へ電話（042-620-7420）、またはメールで報告を行う。
- ③警戒レベル3以上の発令解除後に本人の安否確認を行い、結果を市高齢者福祉課へ電話（042-620-7420）、またはメールで報告する。

※安否確認結果報告方法の詳細は P15 参照



「警戒レベル3（高齢者等避難）」にあわせ避難所の開設を行う。

- ◆避難所の開設は風雨のピークの6～12時間前までに開設する。
- ◆開設は概ね午後4時までとし、夜間の開設は行わない。

引き続きよろしくお願いいたします。



◆お問い合わせ先◆

八王子市役所 福祉部福祉政策課(担当:深澤・船田・星野)
【住所】八王子市元本郷町三丁目24番1号(市役所本庁舎)1階25番窓口
【電話】042-620-7454 【FAX】042 628 2477
【Eメール】b440100@city.hachioji.tokyo.jp

業務継続計画(BCP)について



八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

1

業務継続計画(BCP)とは？

BCP(Business Continuity Plan)

災害・感染症等の不測の事態が発生しても、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画。

身体、生命の
安全確保



重要なサービ
スの継続また
は早期復旧

2

なぜBCPが求められるのか



現状 自然災害は数・被害ともに増加し、さらに近年では感染症が猛威を振るっています。

	過去の災害
2011	東日本大震災、台風12号、福島県浜通り地震、長野県北部地震
2013	猛暑、台風26号
2014	豪雪、豪雨による土砂災害、御嶽山噴火
2016	熊本地震、大分県中部地震 等
2017	九州北部豪雨
2018	7月豪雨、大阪北部地震、北海道胆振東部地震
2019	九州北部豪雨、台風15号・19号
2020	7月豪雨、新型コロナウイルス感染症発生
2021	8月集中豪雨

事例

・東日本大震災では、ある地域で95%の介護事業者が一時中断に追い込まれる事態となりました。

・その他の災害でもライフラインの途絶や移動用燃料の不足、利用者や職員の避難等により、平常時のようなサービス提供が困難となり、それが長期にわたった事例が多く報告されています。

介護サービスは、利用者の生活を支える上で必要不可欠なものです。そのため、災害の発生や感染症の流行によって介護サービスが停止すると、利用者の生活に大きな支障が生じます。

BCPを作成し、事前に入念に備えておくことが、利用者・職員を守ることに繋がります。³

義務化されます！

(現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

(業務継続計画の策定等)

第32条 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

18 令和6年3月31日までの間、新条例第32条(新条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し

※「八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

義務化されます！

(現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し



5

①業務継続計画(BCP)の策定

自然災害	感染症
①基本方針 ハザードマップの確認 安全確保体制 優先する業務の選定 ②平常時の対応 建物・設備の安全対策 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策 衛生面(トイレ等)の対策 必要品の備蓄 等 ③緊急時の対応 BCP発動基準・対応体制 利用者・職員の安否確認方法 重要業務の継続 等 ④他施設・地域との連携 ※その他各サービス毎の固有事項	①平時からの備え 体制構築・整備(各業務の担当者決めや連絡フローの整理等) 感染症防止に向けた取組の実施 備蓄品の確保 等 ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立 保健所との連携 濃厚接触者への対応 関係者との情報共有 等

6

(参考)BCPガイドライン



厚生労働省でBCPガイドラインが示されています。

ガイドラインの中には、BCP策定にあたっての全サービスの共通事項やサービス毎の固有事項等がまとめられています。

ガイドラインを参考に、策定を行っていただければと思います。

[厚生労働省 BCPガイドライン](#)

7

(参考)厚生労働省HP

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[様式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#) <R3年度版>

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#) <R3年度NEW！>

動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系	6: 共通事項（概要編） 7: 共通事項 8: 通所サービス固有事項 9: 訪問サービス固有事項 10: 居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

1: BCPとは



8

義務化されます！

(現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施**
- ③定期的な業務継続計画の見直し



9

②定期的な研修・訓練の実施

研修

- ・研修とは、BCPの具体的内容を職員間で共有するとともに、平時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。
- ・定期的(年1回以上※1)な教育を開催すること(新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。※1)
- ・研修の実施内容の記録をすること。



訓練 (シミュレーション)

- ・BCPに基づき、事業所内の役割分担確認や感染症、災害発生時に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上※1)実施すること。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。



※1 施設系サービス(特定、GH、特養、老健、医療院、療養型)は年2回以上実施必須 10

義務化されます！ (現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

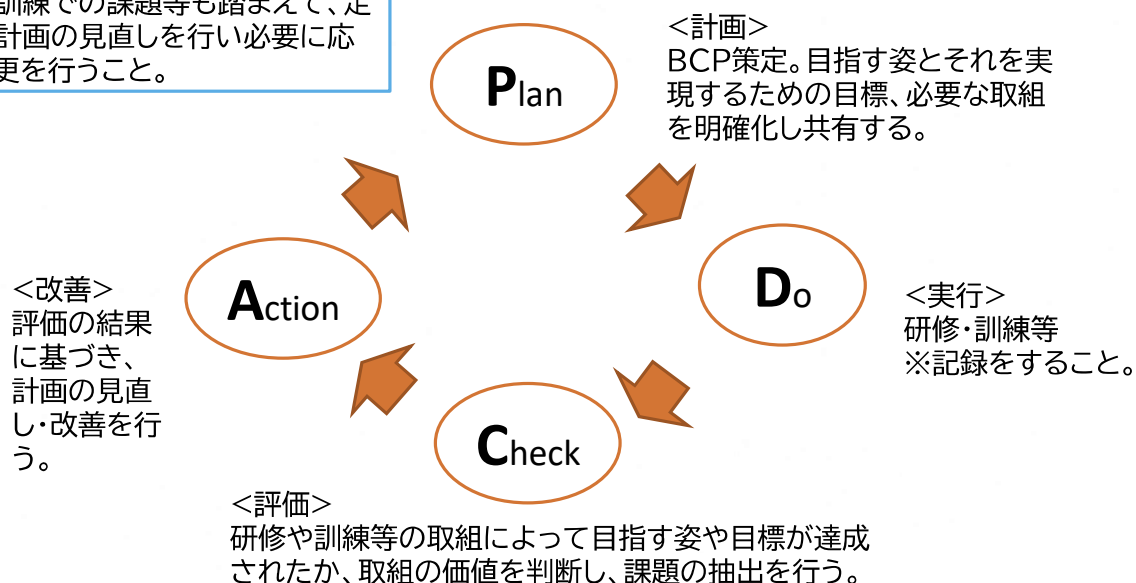
- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し



11

③定期的な業務継続計画の見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。



12

まとめ

BCPとは

災害・感染症等の不測の事態が発生しても、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画。
安全確保＋重要サービス継続・早期復旧

義務化

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し

BCP

目的

1 利用者や職員の安全確保

→ **個別避難計画の作成が利用者の安全確保につながります。**

2 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されること。